令和８年（フ）第９６８号
埼玉県新座市馬場一丁目11番20号、旧住所静岡県沼津市大岡3753番地
債務者　岸野　智哉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０６４号
さいたま市中央区上落合７丁目９番15―503号
債務者　赤津　茉波
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６２号
さいたま市緑区美園４丁目11番地８　アークプレッソＪ306号室
債務者　塩野　朱里
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３６号
さいたま市緑区東大門３丁目18番地３　レオネクストヴァレッタ303
債務者　小山　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３２５号
埼玉県春日部市上蛭田67番地１　エテルノ豊春506号室
債務者　齊藤　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
埼玉県春日部市不動院野2793番地１　なごみ不動院野、旧住所埼玉県春日部市谷原２丁目６番地４　第32アオイビル206号
債務者　坂巻　喜作
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
埼玉県八潮市大字木曽根1565番地７
債務者　佐藤　初美（旧姓大隅）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
埼玉県春日部市緑町３丁目３番38―２号
債務者　会田　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
埼玉県深谷市田谷241番地３　シティエレガンス103号
債務者　玉川　里絵
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地９
債務者　角田麻美こと　姜　　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６６号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地９
債務者　角田圭姫香
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２７３号
埼玉県熊谷市妻沼1976番地５
債務者　荒井　純子（旧姓長谷美）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３９４号
相模原市中央区相模原３丁目４番１号　ぼなーる403
債務者　畑　　美帆
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５６４号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番２―301号
債務者　山本　尚貴
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４２号
北九州市八幡西区青山２丁目１番１号、前住所北九州市八幡西区竹末１丁目23番30号
債務者　岩本五十鈴
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５１号
福岡県中間市大字下大隈1606番地１
債務者　眞鍋美恵子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７３６号
札幌市白石区栄通７丁目８番15号　ケイアイビル203号
債務者　小山久利子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで札幌地方裁判所民事第４部